

資料 2

白石町新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証会議 設置要綱

(設置)

第1条 白石町は、創意工夫を凝らして効率的かつ効果的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくため、白石町新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 臨時交付金事業の推進に関すること。
- (2) 臨時交付金事業の効果検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、臨時交付金事業に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業機関の関係者
- (2) 医療介護機関の関係者
- (3) 教育機関の関係者
- (4) 福祉機関の関係者
- (5) まちづくり団体の関係者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 白石町副町長
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び会長代理者)

第5条 会議に会長を置き、白石町副町長をもって充てる。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、白石町総合戦略課長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総合戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。